

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害
予防規則等の改正にて、作業環境の測定基準・
評価基準となる「テトラクロロエチレン」の管
理濃度が引き下げられます。

(適用開始日 平成28年10月1日)

【管理濃度の変更内容】

物質名	管理濃度	
テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	改正前	50 ppm
	改正後	25 ppm

テトラクロロエチレンを含む「クロロホルムほか9物質」は、有害性(発がん性)のおそれがあるため、取り扱い時には以下の対応が必要となります。(平成26年11月1日から義務化)

1. 作業記録の作成
2. 記録(健診結果、作業環境測定の記録および評価)の30年間の保存
3. 有害性等の掲示

局所排気装置の設置・届出・定期自主検査ならびに
作業環境測定についてのお問い合わせは下記担当者まで

対策エンジ課	尾崎克年、渡邊大輔(局排の設置・届出・点検)
環境調査課	中西正彦(作業環境測定)
作業環境課	青柳容子(作業環境測定)
営業部	望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. クロロホルムほか9物質とは

特定化学物質の第2類物質かつ特別管理物質となった、発がんのおそれがある以下の10物質です。

- ①クロロホルム ②四塩化炭素 ③1,4-ジオキサン ④1,2-ジクロロエタン
 ⑤ジクロロメタン ⑥スチレン ⑦1,1,2,2-テトラクロロエタン
 ⑧テトラクロロエチレン ⑨トリクロロエチレン ⑩メチルイソブチルケトン

2. 平成26年11月1日から義務化されている措置

1) 作業記録の作成(特化則第38条の4)

常時作業に従事する労働者について1ヶ月以内ごとに次の事項の記録が必要です。

- ①労働者の氏名
 ②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
 ③特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

2) 記録の保存の延長(特化則第36条、36条の2、38条の4、40条)

有害性(発がん性)の遅発性の影響を踏まえ、次の書類の30年間の保存が必要です。
 なお、記録の保存は、書面の保存に代えて電磁的記録による保存が可能です。

- ①健康診断個人票
 ②作業環境測定の記録
 ③作業環境測定の評価の記録
 ④作業記録

3) 有害性等の掲示(特化則第38条の3、有機則第24条)

作業に従事する労働者が見やすい箇所に、次の事項の掲示が必要です。

1) 特化則

- ①名称
 ②人体に及ぼす作用
 ③取扱上の注意事項
 ④使用保護具
 ⑤応急措置

テトラクロロエチレン C ₂ Cl ₄			
応急措置	保護具	取扱上の注意事項	人体に及ぼす作用
① 吸入した場合 ② 皮膚に付着した場合 ③ 誤食した場合 ④ 吐瀉した場合 ⑤ 嘔吐した場合 ⑥ 意識不明の場合 ⑦ 呼吸困難の場合 ⑧ 呼吸器に苦痛を感じた場合 ⑨ 呼吸困難を感じた場合 ⑩ 呼吸困難を感じた場合 ⑪ 呼吸困難を感じた場合 ⑫ 呼吸困難を感じた場合 ⑬ 呼吸困難を感じた場合 ⑭ 呼吸困難を感じた場合 ⑮ 呼吸困難を感じた場合 ⑯ 呼吸困難を感じた場合 ⑰ 呼吸困難を感じた場合 ⑱ 呼吸困難を感じた場合 ⑲ 呼吸困難を感じた場合 ⑳ 呼吸困難を感じた場合 ㉑ 呼吸困難を感じた場合 ㉒ 呼吸困難を感じた場合 ㉓ 呼吸困難を感じた場合 ㉔ 呼吸困難を感じた場合 ㉕ 呼吸困難を感じた場合 ㉖ 呼吸困難を感じた場合 ㉗ 呼吸困難を感じた場合 ㉘ 呼吸困難を感じた場合 ㉙ 呼吸困難を感じた場合 ㉚ 呼吸困難を感じた場合 ㉛ 呼吸困難を感じた場合 ㉜ 呼吸困難を感じた場合 ㉝ 呼吸困難を感じた場合 ㉞ 呼吸困難を感じた場合 ㉟ 呼吸困難を感じた場合 ㊱ 呼吸困難を感じた場合 ㊲ 呼吸困難を感じた場合 ㊳ 呼吸困難を感じた場合 ㊴ 呼吸困難を感じた場合 ㊵ 呼吸困難を感じた場合 ㊶ 呼吸困難を感じた場合 ㊷ 呼吸困難を感じた場合 ㊸ 呼吸困難を感じた場合 ㊹ 呼吸困難を感じた場合 ㊺ 呼吸困難を感じた場合 ㊻ 呼吸困難を感じた場合 ㊼ 呼吸困難を感じた場合 ㊽ 呼吸困難を感じた場合 ㊾ 呼吸困難を感じた場合 ㊿ 呼吸困難を感じた場合 ㉑ 呼吸困難を感じた場合 ㉒ 呼吸困難を感じた場合 ㉓ 呼吸困難を感じた場合 ㉔ 呼吸困難を感じた場合 ㉕ 呼吸困難を感じた場合 ㉖ 呼吸困難を感じた場合 ㉗ 呼吸困難を感じた場合 ㉘ 呼吸困難を感じた場合 ㉙ 呼吸困難を感じた場合 ㉚ 呼吸困難を感じた場合 ㉛ 呼吸困難を感じた場合 ㉜ 呼吸困難を感じた場合 ㉝ 呼吸困難を感じた場合 ㉞ 呼吸困難を感じた場合 ㉟ 呼吸困難を感じた場合 ㊱ 呼吸困難を感じた場合 ㊲ 呼吸困難を感じた場合 ㊳ 呼吸困難を感じた場合 ㊴ 呼吸困難を感じた場合 ㊵ 呼吸困難を感じた場合 ㊶ 呼吸困難を感じた場合 ㊷ 呼吸困難を感じた場合 ㊸ 呼吸困難を感じた場合 ㊹ 呼吸困難を感じた場合 ㊺ 呼吸困難を感じた場合 ㊻ 呼吸困難を感じた場合 ㊼ 呼吸困難を感じた場合 ㊽ 呼吸困難を感じた場合 ㊾ 呼吸困難を感じた場合 ㊿ 呼吸困難を感じた場合	① 呼吸器用保護具(防毒マスク等) ② 作業用手袋 ③ 作業用靴 ④ 作業用ヘルメット ⑤ 作業用防護服 ⑥ 作業用防護眼鏡 ⑦ 作業用防護マスク ⑧ 作業用防護手袋 ⑨ 作業用防護靴 ⑩ 作業用防護ヘルメット ⑪ 作業用防護服 ⑫ 作業用防護眼鏡 ⑬ 作業用防護マスク ⑭ 作業用防護手袋 ⑮ 作業用防護靴 ⑯ 作業用防護ヘルメット ⑰ 作業用防護服 ⑱ 作業用防護眼鏡 ⑲ 作業用防護マスク ⑳ 作業用防護手袋 ㉑ 作業用防護靴 ㉒ 作業用防護ヘルメット ㉓ 作業用防護服 ㉔ 作業用防護眼鏡 ㉕ 作業用防護マスク ㉖ 作業用防護手袋 ㉗ 作業用防護靴 ㉘ 作業用防護ヘルメット ㉙ 作業用防護服 ㉚ 作業用防護眼鏡 ㉛ 作業用防護マスク ㉜ 作業用防護手袋 ㉝ 作業用防護靴 ㉞ 作業用防護ヘルメット ㉟ 作業用防護服 ㊱ 作業用防護眼鏡 ㊲ 作業用防護マスク ㊳ 作業用防護手袋 ㊴ 作業用防護靴 ㊵ 作業用防護ヘルメット ㊶ 作業用防護服 ㊷ 作業用防護眼鏡 ㊸ 作業用防護マスク ㊹ 作業用防護手袋 ㊺ 作業用防護靴 ㊻ 作業用防護ヘルメット ㊼ 作業用防護服 ㊽ 作業用防護眼鏡 ㊾ 作業用防護マスク ㊿ 作業用防護手袋 ㉑ 作業用防護靴 ㉒ 作業用防護ヘルメット ㉓ 作業用防護服 ㉔ 作業用防護眼鏡 ㉕ 作業用防護マスク ㉖ 作業用防護手袋 ㉗ 作業用防護靴 ㉘ 作業用防護ヘルメット ㉙ 作業用防護服 ㉚ 作業用防護眼鏡 ㉛ 作業用防護マスク ㉜ 作業用防護手袋 ㉝ 作業用防護靴 ㉞ 作業用防護ヘルメット ㉟ 作業用防護服 ㊱ 作業用防護眼鏡 ㊲ 作業用防護マスク ㊳ 作業用防護手袋 ㊴ 作業用防護靴 ㊵ 作業用防護ヘルメット ㊶ 作業用防護服 ㊷ 作業用防護眼鏡 ㊸ 作業用防護マスク ㊹ 作業用防護手袋 ㊺ 作業用防護靴 ㊻ 作業用防護ヘルメット ㊼ 作業用防護服 ㊽ 作業用防護眼鏡 ㊾ 作業用防護マスク ㊿ 作業用防護手袋	① 燃焼性 ② 引火性 ③ 可燃性 ④ 燃焼性 ⑤ 引火性 ⑥ 可燃性 ⑦ 燃焼性 ⑧ 引火性 ⑨ 可燃性 ⑩ 燃焼性 ⑪ 引火性 ⑫ 可燃性 ⑬ 燃焼性 ⑭ 引火性 ⑮ 可燃性 ⑯ 燃焼性 ⑰ 引火性 ⑱ 可燃性 ⑲ 燃焼性 ⑳ 引火性 ㉑ 可燃性 ㉒ 燃焼性 ㉓ 引火性 ㉔ 可燃性 ㉕ 燃焼性 ㉖ 引火性 ㉗ 可燃性 ㉘ 燃焼性 ㉙ 引火性 ㉚ 可燃性 ㉛ 燃焼性 ㉜ 引火性 ㉝ 可燃性 ㉞ 燃焼性 ㉟ 引火性 ㊱ 可燃性 ㊲ 燃焼性 ㊳ 引火性 ㊴ 可燃性 ㊵ 燃焼性 ㊶ 引火性 ㊷ 可燃性 ㊸ 燃焼性 ㊹ 引火性 ㊺ 可燃性 ㊻ 燃焼性 ㊼ 引火性 ㊽ 可燃性 ㊾ 燃焼性 ㊿ 引火性 ㉑ 可燃性 ㉒ 燃焼性 ㉓ 引火性 ㉔ 可燃性 ㉕ 燃焼性 ㉖ 引火性 ㉗ 可燃性 ㉘ 燃焼性 ㉙ 引火性 ㉚ 可燃性 ㉛ 燃焼性 ㉜ 引火性 ㉝ 可燃性 ㉞ 燃焼性 ㉟ 引火性 ㊱ 可燃性 ㊲ 燃焼性 ㊳ 引火性 ㊴ 可燃性 ㊵ 燃焼性 ㊶ 引火性 ㊷ 可燃性 ㊸ 燃焼性 ㊹ 引火性 ㊺ 可燃性 ㊻ 燃焼性 ㊼ 引火性 ㊽ 可燃性 ㊾ 燃焼性 ㊿ 引火性	① 皮膚に及ぼす作用 ② 呼吸器に及ぼす作用 ③ 中枢神経系に及ぼす作用 ④ 肝臓に及ぼす作用 ⑤ 腎臓に及ぼす作用 ⑥ 造血系に及ぼす作用 ⑦ 生殖系に及ぼす作用 ⑧ 発がん性 ⑨ 胎児に及ぼす作用 ⑩ 母乳に及ぼす作用 ⑪ 乳汁に及ぼす作用 ⑫ 胎児に及ぼす作用 ⑬ 母乳に及ぼす作用 ⑭ 乳汁に及ぼす作用 ⑮ 胎児に及ぼす作用 ⑯ 母乳に及ぼす作用 ⑰ 乳汁に及ぼす作用 ⑱ 胎児に及ぼす作用 ⑲ 母乳に及ぼす作用 ⑳ 乳汁に及ぼす作用 ㉑ 胎児に及ぼす作用 ㉒ 母乳に及ぼす作用 ㉓ 乳汁に及ぼす作用 ㉔ 胎児に及ぼす作用 ㉕ 母乳に及ぼす作用 ㉖ 乳汁に及ぼす作用 ㉗ 胎児に及ぼす作用 ㉘ 母乳に及ぼす作用 ㉙ 乳汁に及ぼす作用 ㉚ 胎児に及ぼす作用 ㉛ 母乳に及ぼす作用 ㉜ 乳汁に及ぼす作用 ㉝ 胎児に及ぼす作用 ㉞ 母乳に及ぼす作用 ㉟ 乳汁に及ぼす作用 ㊱ 胎児に及ぼす作用 ㊲ 母乳に及ぼす作用 ㊳ 乳汁に及ぼす作用 ㊴ 胎児に及ぼす作用 ㊵ 母乳に及ぼす作用 ㊶ 乳汁に及ぼす作用 ㊷ 胎児に及ぼす作用 ㊸ 母乳に及ぼす作用 ㊹ 乳汁に及ぼす作用 ㊺ 胎児に及ぼす作用 ㊻ 母乳に及ぼす作用 ㊼ 乳汁に及ぼす作用 ㊽ 胎児に及ぼす作用 ㊾ 母乳に及ぼす作用 ㊿ 乳汁に及ぼす作用

2) 有機則

- ①人体に及ぼす影響
 ②取扱上の注意
 ③中毒が発生した時の応急措置

<p>有機溶剤等使用の注意事項</p> <p>一 有機溶剤の人体に及ぼす作用 主な症状 (1) 頭痛 (2) けん怠感 (3) めまい (4) 貧血 (5) 肝臓障害</p> <p>二 有機溶剤等の取扱い上の 注意事項 (1) 有機溶剤を入れた容器で使用 中でないものには、必ずふた をすること。 (2) 当日の作業に直接必要のある 量以外の有機溶剤等を作業場 内へ持ち込まないこと。 (3) できるだけ風上で作業を行い、 有機溶剤の蒸気の吸入をさけ ること。 (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚 にふれないようにすること。</p> <p>三 有機溶剤による中毒が 発生したときの応急処置 (1) 中毒にかかった者を直ちに通 風のよい場所に移し、速やかに 衛生管理者その他の衛生管 理を担当する者に連絡するこ と。 (2) 中毒にかかった者を横向きに 寝かせ、できるだけ気道を確 保した状態で身体の保温に努 めること。 (3) 中毒にかかった者が意識を失 っている場合は、消防機関へ の通報を行うこと。 (4) 中毒にかかった者の呼吸が止 まった場合や正常でない場合 は、速やかに仰向きにして心 肺そ生を行うこと。</p>

<表示上の注意点>

特化則で定められた上記有害性等の表示に加え、有機則に規定された内容も同時に 掲示する必要があります。